

吸収分割に係る事前備置書類

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

2025年9月10日

株式会社ダイブ

株式会社ダイブ分割準備会社2号

2025年9月10日

吸収分割に係る事前備置書類

東京都新宿区新宿二丁目8番1号
株式会社ダイブ
代表取締役社長 庄子 潔

東京都新宿区新宿二丁目1番12号
株式会社ダイブ分割準備会社2号
代表取締役 野方 慎太郎

株式会社ダイブ（以下「分割会社」といいます）と株式会社ダイブ分割準備会社2号（以下「承継会社」といいます）とは、分割会社の地方創生事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます）を行うことにいたしました。本分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割に際しては、分割会社に対して承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、分割会社は承継会社の発行済株式全部を保有していることから相当であると判断しております。

3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 分割会社及び承継会社の計算書類等の内容

- ①分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）又は分割会社のW e bサイトよりご覧いただけます。

<https://dive.design/ir/library/securities>

- ②承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容承継会社については、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社及び承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務（分割会社が本吸収分割により承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社は、本吸収分割により分割会社が承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される分割会社及び承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継する債務については、吸収分割会社が重畳的に債務を引き受けますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

7. 吸収分割契約等備置開始日後、本分割の効力発生日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

株式会社ダイブ（以下「甲」という）及び株式会社ダイブ分割準備会社2号（以下「乙」という）とは、甲の事業のうち、地方創生事業（以下「本件事業」という）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲の本件事業に関して甲が有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲） 吸収分割会社

商号：株式会社ダイブ

住所：東京都新宿区新宿二丁目8番1号

（乙） 吸収分割承継会社

商号：株式会社ダイブ分割準備会社2号

住所：東京都新宿区新宿二丁目1番12号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、①法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は②本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙が協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2026年7月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約及び本件分割に必

要な事項に関する承認を受けるものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業禁止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自が署名捺印のうえ、各1通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、その証として本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、各自電磁的記録を保管する。

2025年8月18日

甲 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
株式会社ダイブ
代表取締役 庄子 潔



乙 東京都新宿区新宿二丁目1番12号
株式会社ダイブ分割準備会社2号
代表取締役 野方 慎太郎



別紙 承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲の有する本件事業に属する次の権利義務とする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

① 現金及び預金

本件事業に属する現金及び預金

② 本件事業に属する金銭の信託、未収入金その他一切の流動資産。ただし、甲乙間で別途合意した流動資産を除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産。ただし、有形固定資産、無形固定資産（商標権その他の知的財産を含む）及び甲乙間で別途合意した固定資産を除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する未払金、預り金その他一切の流動負債。ただし、甲乙間で別途合意した流動負債を除く。

(2) 固定負債

本件事業に属する預かり保証金その他一切の固定負債。ただし、甲乙間で別途合意した固定負債を除く。

3. 承継する契約等

本件事業に関連して甲が締結した契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲乙間で別途合意した契約に関する契約上の地位及びこれに基づき発生した権利義務を除く。

4. 承継する雇用契約等

効力発生日において甲の本件事業を実施する部署（総務部、経理部、人事部、経営企画部、情報システム部、事業開発部、マーケティング部及び成長戦略部を除く）に在籍しているすべての従業員との雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

以上



別紙 2 承継会社の設立の日における貸借対照表

設立時貸借対照表
(2025 年 7 月 1 日現在)

社名：株式会社ダイブ分割準備会社 2 号

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	5,000 千円	資本金	2,500 千円
		資本準備金	2,500 千円
資産合計	5,000 千円	負債・純資産合計	2,500 千円